

第一条第十七号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(令和三年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記様式第一号(裏)備考7、別記様式第二号(その1)(裏)備考5及び別記様式第三号(裏)備考3中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第四条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一号ハ(ト)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第六十九条第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号へ及び同条第十号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第八十八条第四号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号ニ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第九十七条第一号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号チ及びル並びに同条第七号ロ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二百一条第一項第二号ハ(イ)並びに第二百二十四条第十号、第六十号及び第七十号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(石川県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第五条 石川県漁港管理条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

石川県告示第81号

石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(令和6年石川県条例第6号)第3条第2項の規定により、同条第1項の延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和6年3月14日

石川県知事 馳 浩

特 定 権 利 利 益	対 象 者	延長後の満了日
石川県漁港管理条例(昭和33年石川県条例第29号)第12条第1項に規定する甲種漁港施設の占用等の許可	令和6年能登半島地震による災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町の区域(以下「災害救助法適用区域」という。)内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日
石川県国土交通省所管公共用財産管理条例(平成12年石川県条例第20号)第3条第1	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日

項に規定する公共用財産の使用又は収益の許可		
石川県港湾施設管理条例（昭和30年石川県条例第10号）第5条第1項、第2項又は第3項に規定する港湾施設の使用の許可	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日
ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第48条第1項に規定する浄化槽保守点検業の登録又は同条第3項に規定する更新の登録	災害救助法適用区域内に住所又は営業所を有する者	令和6年6月30日
いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第49条に規定する広告物の表示等の許可	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日
いしかわ景観総合条例第78条第1項に規定する屋外広告業の登録又は同条第3項に規定する更新の登録	災害救助法適用区域内に住所又は主たる事務所を有する者	令和6年6月30日